



2026年9月16日

各位

会社名 株式会社コンフィデンス・インターワークス
代表者名 代表取締役社長 澤岷 宣之
(コード番号: 7374 東証グロース)
問合せ先 取締役兼執行役員 管理管掌 永井 晃司
(TEL. 03-5312-7700)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2026年10月1日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 21,000株
(3)	処分価額	1株につき1,515円
(4)	処分価額の総額	31,815,000円
(5)	割当予定先	当社子会社の取締役※ 7名 19,000株 当社の従業員 1名 2,000株

※当社の委任型執行役員を含む。

2. 処分の目的および理由

当社は、2026年8月19日開催の取締役会において、当社グループの委任型執行役員、当社子会社の取締役及び当社の従業員（以下「対象従業員等」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度（以下あわせて「本制度」といいます。）の導入を決議し、その概要を同日付「当社グループ従業員等に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて公表いたしました。

今般、当社は、本制度のうち譲渡制限付株式報酬制度（RS）について、対象従業員等のうち上記の者を付与対象者とし、その職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各付与対象者における更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計31,815,000円（以下「本金銭報酬債権」という。）、普通株式21,000株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員等が当社又は当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記3. 割当契約の概要のとおりです。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

本払込期日（2026年10月1日。以下「本払込期日」という。）から、2030年6月30日以降で当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員（委任型執行役員を含む。）又は使用人のいずれの地位も喪失する日まで本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をするこ

とができない。

② 譲渡制限の解除

本払込期日から 2030 年 6 月 30 日までの期間（以下、「役務提供期間」という。）、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において付与対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

③ 役務提供期間および譲渡制限期間中の退任等の取扱い

付与対象者が、役務提供期間中に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合（ただし、退任又は退職と同時にこれらのいずれかの地位に就任又は再任する場合及び死亡による退任の場合を除く。）には、当社は、当該退任又は退職の理由等具体的な事情に照らして、以下のいずれかを実施する。

(1) 無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。

(2) 当該退任又は退職が、定年退職、会社都合による退職その他当社の取締役会が正当と認める理由による場合には、本割当株式数に、本払込期日から当該退任又は退職の日までの月数（1 か月未満の端数は 1 か月に切り上げ）を 45 で除して得られる数（1 株未満の端数は切り捨て）を乗じて算出される数の本割当株式について、当該退任又は退職の日と 2027 年 10 月 1 日のいずれか遅い日の時点をもって譲渡制限を解除する。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てについて、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもってその全部を無償で取得する。

④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本払込期日から当該効力発生日までの期間が役務提供期間に占める割合に基づく合理的な範囲内で、本割当株式の全部又は一部に係る譲渡制限を解除することができる。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式のすべてを、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年 9 月 15 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,515 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上